

令和4年度
(2022)

徳島大学大学院薬学研究科
博士課程・博士後期課程

(令和4年度より、現「大学院薬科学教育部」から名称変更します)

一般選抜, 社会人・外国人留学生特別選抜
学生募集要項

令和3年7月

徳島大学大学院薬科学教育部

徳島市庄町1丁目78番地の1

郵便番号 770-8505

電話 088-633-7247

教育方針と特色

徳島大学大学院薬学研究科では、学部教育の特徴を大学院まで継続し、薬学専攻と創薬科学専攻の2専攻それぞれの分野で学部・大学院一貫教育を目指すとともに、各専攻の目的に特化した特徴ある教育カリキュラムを設定し、各分野の理解を深める教育を行います。

研究指導に関しては、学生個人の感性を高めさせ、想像力を豊かにし、創造力と研究能力を発揮しうる人材の育成を心がけ、学生の研究意欲の増進を図ります。

薬学専攻博士課程

薬学専攻博士課程では、医療現場に直結した医薬品情報の解析、薬物の体内動態の解析及び制御、薬物の有効性、安全性、毒性に関わる代謝の意義、細胞レベル及び分子レベルでの薬物の作用発現機構の解明、人の健康に影響する因子の解明と制御などに関する研究指導と臨床薬剤師としてのリスクマネジメントなどの実務実習を通して、高い倫理観と臨床能力を備え先端的研究を行う実践能力を有した薬剤師（pharmacist-scientist）、新規医薬品の応用創薬および開発・規制に関わる医療系薬学研究者、医療系薬学の分野で国際的に活躍できる人材、そして上記人材を養成できる医療薬学教員の養成を目指しています。また、薬学専攻博士課程では、がん専門薬剤師履修コースを設置し、がん専門薬剤師の養成を支援します。

研究においては、臨床に根ざした医療薬学研究、薬学基礎分野と臨床分野を結ぶトランスレーショナル研究、医薬品の適正使用、レギュラトリーサイエンス、テーラーメイド医療等の医療の質の向上に関する研究を推進します。

創薬科学専攻博士後期課程

創薬科学専攻博士後期課程では、分子設計及び分子機能、医薬分子創製、環境資源科学などの講義ならびにゲノムインフォマティクスや分子科学計算に基づく創薬ターゲット分子の探索、精密有機合成化学による新規有機化学反応の開発、天然医薬資源の探索とその生成機構の解明などの研究指導を通して、創薬領域での高度な能力・広範な応用力・洞察力・想像力・高度な医療倫理観と国際性を持った創薬・育薬・製薬研究者、および多様化する医療ニーズを理解し得る薬学教育者・研究者の養成を目指しています。

研究においては、革新的な創薬・育薬研究、医歯薬栄養の実践的融合による薬学基礎研究、および新たな健康科学研究の展開を図ります。

アドミッション・ポリシー

■博士課程 薬学専攻

薬学専攻では、生命科学に関心を持ち、高い倫理観と責任感をもって臨床に根ざした先端的研究能力を有する臨床薬剤師を志望する者、高度な職能を持つ専門薬剤師を志望する者、そして医療薬学研究者を志望する者で、未知の課題に対し自立して研究を遂行し国際的に通用する pharmacist-scientist を目指すとともに、後進を指導する能力を有する医療系薬学教育者への能力を修得しようとする意欲のある次のような人を求めています。

●求める人物像

(知識・技能、関心・意欲)

薬学部で習得すべき基礎的かつ広範な知識や技能及び教養を有する人

薬剤師免許を有する人、もしくは取得する可能性のある人

生命科学を主体とする薬学に関わる広範な領域に強い関心と、医薬品の適正使用及び薬物治療の安全性確保に貢献する意欲を持ち、自ら未踏分野を開拓しようとする姿勢・態度を有する人

(思考力・判断力・表現力等の能力)

薬物療法の専門家として、習得した知識・技能を基盤に、思考を深化、展開し、科学的根拠に基づいて未知の課題に対して適切な解法を立案できる素養を有する人

自分が伝えたいことを適切かつ簡潔に、相手の視点に立って表現できる人

(主体性を持って様々な人々と協働して学ぶ態度)

薬物療法の専門家として、他職種の人と協働でき、活躍できる素養を有する人

チーム医療を推進できる協調性を有する人

●入学者選抜の基本方針

一般選抜

出願書類により知識・技能、関心・意欲を評価します。個別学力検査では、生命科学分野に関する設問に筆答させることで、思考力・表現力・判断力を評価します。口頭試問では出願書類に基づいた研究発表を実施し、思考力、判断力、表現力および態度を評価します。これらの結果を総合して判定します。

社会人特別選抜

出願書類により知識・技能、関心・意欲を評価します。個別学力検査では、生命科学分野に関する設問に筆答させることで、思考力・表現力・判断力を評価します。口頭試問では出願書類に基づいた研究発表を実施し、思考力、判断力、表現力および態度を評価します。これらの結果を総合して判定します。

外国人留学生特別選抜

出願書類により知識・技能、関心・意欲を評価します。個別学力検査では、生命科学分野に関する設問に筆答させることで、思考力・表現力・判断力を評価します。口頭試問では出願書類に基づいた研究発表を実施し、思考力、判断力、表現力および態度を評価します。これらの結果を総合して判定します。

統合医療学際教育英語プログラム私費外国人留学生特別選抜

本プログラムでは21世紀における世界的課題である人間環境、栄養、保健、医療の分野における諸問題に対応できるように、世界の各国で活躍できる教育・研究者及び行政の専門家を育成することを目的として、医学、栄養学、保健学、歯学、薬学に関する講義・実習・セミナーを全て英語で行います。

入学選抜は、提出された書類に基づき行います。

■博士後期課程 創薬科学専攻

創薬科学専攻では、博士前期課程創薬科学専攻の方針に加え、創薬・製薬に関する未知の課題に対し自立して研究を遂行し、世界に向けて成果を発表するとともに後進を指導する能力を有する者の育成を目指しています。

●求める人物像

（知識・技能、関心・意欲）

創薬・製薬研究に関わる未知の課題を解決するために必要な、薬学の広範な知識・技能を有する人

創薬・製薬研究に関わる広範な領域に強い関心とそれらの学びに対する意欲があり、独創的な研究を推進し、これを通じて創薬・製薬研究の発展に貢献しようとする姿勢・態度を有する人

（思考力・判断力・表現力等の能力）

創薬・製薬研究の専門家として、修得した専門知識及び教養を基盤に思考を深化、展開し、科学的根拠に基づいて未知の課題に対して適切な解法を見いだせる素養を有する人

自分が伝えたいことを適切かつ簡潔に、相手の視点に立って表現できる人

（主体性を持って様々な人々と協働して学ぶ態度）

創薬・製薬研究の専門家として、他分野の人と協働でき、活躍できる素養を有する人

●入学者選抜の基本方針

一般選抜

出願書類により知識・技能、関心・意欲を評価します。個別学力検査では、生命科学分野に関する設問に筆答させることで、思考力・表現力・判断力を評価します。口頭試問では出願書類に基づいた研究発表を実施し、思考力、判断力、表現力および態度を評価します。これらの結果を総合して判定します。

社会人特別選抜

出願書類により知識・技能、関心・意欲を評価します。個別学力検査では、生命科学分野に関する設問に筆答させることで、思考力・表現力・判断力を評価します。口頭試問では出願書類に基づいた研究発表を実施し、思考力、判断力、表現力および態度を評価します。これらの結果を総合して判定します。

外国人留学生特別選抜

出願書類により知識・技能、関心・意欲を評価します。個別学力検査では、生命科学分野に関する設問に筆答させることで、思考力・表現力・判断力を評価します。口頭試問では出願書類に基づいた研究発表を実施し、思考力、判断力、表現力および態度を評価します。これらの結果を総合して判定します。

統合医療学際教育英語プログラム私費外国人留学生特別選抜

本プログラムでは21世紀における世界的課題である人間環境、栄養、保健、医療の分野における諸問題に対応できるように、世界の各国で活躍できる教育・研究者及び行政の専門家を育成することを目的として、医学、栄養学、保健学、歯学、薬学に関する講義・実習・セミナーを全て英語で行います。入学選抜は、提出された書類に基づき行います。

各専攻に属する分野名

専攻名	分野名	専攻名	分野名
薬学専攻 博士課程	薬物治療学	創薬科学専攻 博士後期課程	有機合成薬学
	医薬品情報学		分析科学
	薬物動態制御学		生物有機化学
	神経病態解析学		薬品製造化学
	医薬品機能生化学		創薬理論化学
	医薬品病態生化学		生薬学
	臨床薬学実務教育学		創薬生命工学
	臨床病態学		分子創薬化学
			生命薬理学
			機能分子合成薬学
	衛生薬学		
	総合薬学研究推進学		
	生物薬品化学		
	薬物応答制御学		

薬学専攻

博士課程（4年制）

一般選抜学生募集要項（第1次・第2次）

1 募集人員

専攻	入試区分等	一般選抜	
		第1次	第2次
薬学専攻		4名	若干名

[注意] 1. 薬学専攻には、がん専門薬剤師・がん認定薬剤師を目指す上で受講することが望ましい科目をアドバンスド科目として設けた「がん専門薬剤師履修コース」もあります。

2. がん専門薬剤師履修コースの修学には、日本国の薬剤師免許が必要要件であるため、同コースの選択は薬剤師免許取得者に限ります。

2 出願資格

一般選抜に出願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とします。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修したものに限り）又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者又は令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者又は令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育法における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者又は令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限り。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
 - ① 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）による防衛医科大学校を卒業した者
 - ② 修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で大学院又は専攻科において、大学の医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - ③ 大学（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国に

において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- (8) 大学（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本研究科（現教育部）において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (9) 本研究科（現教育部）において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、令和4年3月31日までに24歳に達する者

注1) (7)~(9)の出願資格により出願しようとする者は、次項「3 出願資格の認定」を参照してください。

注2) 志願者は、出願前に志望する分野の担当教員に必ず連絡を取ってください。第1志望分野については、事前相談実施月日を記入してください。

(別冊 出願時提出書類1~2頁参照)

3 出願資格の認定

(1) 出願資格(7)~(9)に該当する者は、次の提出書類を参考にして本研究科（現教育部）が認定します。

- ア 入学試験出願資格認定審査調書（所定の用紙）
- イ 研究業績調書（所定の用紙）
- ウ 研究概要（所定の用紙）
- エ 最終出身学校の成績証明書
- オ 最終出身学校の卒業証明書

(2) 出願資格認定書類提出期間等

① 提出期間

【第1次】 令和3年7月19日(月)~令和3年7月21日(水)17時まで

なお、認定された者は、所定の出願書類等を令和3年8月10日(火)までに提出してください。

【第2次】 令和3年9月13日(月)~令和3年9月15日(水)17時まで

なお、認定された者は、所定の出願書類等を令和3年10月22日(金)までに提出してください。

② 提出先

〒770-8505 徳島市庄町1丁目78番地の1

徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係

11 頁の一般選抜、社会人・外国人留学生特別選抜 共通事項へ続く

社会人特別選抜学生募集要項（第1次・第2次）

趣 旨

企業、医療関連機関、大学、病院薬局及び保険薬局等において、国民の健康・福祉の向上のため創薬や臨床を含めた生命医療薬学の教育・研究活動に関して幅広く指導的役割を果たせる薬剤師及び医療系薬学研究者・教育者の育成を目指します。

このため、病院薬局や保険薬局等で医療薬学の実践を担っている6年制薬学部卒業者、若しくはそれと同等以上の学力があると認められた社会人薬剤師を受け入れ、より高度な教育・研究の機会を提供します。また、企業や医療関連機関で研究活動に携わる6年制薬学部卒業者、若しくはそれと同等以上の学力がある研究者を受け入れ、より高度な教育・研究の機会を提供します。

大学院特論・講義の開講や各分野等演習、各分野等での博士論文研究は、夜間の時間帯や集中的に行うなどしてフレキシブルな方式で社会人にも対応できる活動の機会を設けて実施します。

1 募 集 人 員

専攻	入試区分等	社会人特別選抜	
		第1次	第2次
薬学専攻		若干名	若干名

[注意] 1. 薬学専攻には、がん専門薬剤師・がん認定薬剤師を目指す上で受講することが望ましい科目をアドバンスド科目として設けた「がん専門薬剤師履修コース」もあります。

2. がん専門薬剤師履修コースの修学には、日本国の薬剤師免許が必要要件であるため、同コースの選択は薬剤師免許取得者に限ります。

2 出 願 資 格

社会人特別選抜に出願することのできる者は、病院、薬局、教育・研究機関、企業等に職員として勤務しており、入学後もその身分を有し、所属長より受験許可を受けた者で、次の各号の一に該当する者とします。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修したものに限り）又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者又は令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者又は令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育法における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者又は令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限り。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了

することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者

- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
- ① 防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)による防衛医科大学校を卒業した者
 - ② 修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者(学位規則の一部を改正する省令(昭和49年文部省令第29号)による改正前の学位規則(昭和28年文部省令第9号)第6条第1号に該当する者を含む。)で大学院又は専攻科において、大学の医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - ③ 大学(医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を除く。)を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (8) 大学(医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、本研究科(現教育部)において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
- (9) 本研究科(現教育部)において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和4年3月31日までに24歳に達する者

注1) (7)~(9)の出願資格により出願しようとする者は、次項「3 出願資格の認定」を参照してください。

注2) 志願者は、出願前に志望する分野の担当教員に必ず連絡を取ってください。第1志望分野については、事前相談実施月日を記入してください。

(別冊 出願時提出書類1~2頁参照)

3 出願資格の認定

(1) 出願資格(7)~(9)に該当する者は、次の提出書類を参考にして本研究科(現教育部)が認定します。

- ア 入学試験出願資格認定審査調書(所定の用紙)
- イ 研究業績調書(所定の用紙)
- ウ 研究概要(所定の用紙)
- エ 最終出身学校の成績証明書
- オ 最終出身学校の卒業証明書

(2) 出願資格認定書類提出期間等

① 提出期間

【第1次】 令和3年7月19日(月)~令和3年7月21日(水)17時まで

なお、認定された者は、所定の出願書類等を令和3年8月10日(火)までに提出してください。

【第2次】 令和3年9月13日(月)~令和3年9月15日(水)17時まで

なお、認定された者は、所定の出願書類等を令和3年10月22日(金)までに提出してください。

② 提出先

〒770-8505 徳島市庄町1丁目78番地の1

徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係

11 頁の一般選抜、社会人・外国人留学生特別選抜 共通事項へ続く

外国人留学生特別選抜学生募集要項（2022）（第1次・第2次）

1 募集人員

専攻	入試区分等	外国人留学生特別選抜	
		第1次	第2次
薬学専攻		若干名	若干名

2 出願資格

外国人特別選抜に出願することのできる者は、日本の国籍を有しない者で、出入国管理及び難民認定法に規定する「留学」の在留資格を有する者、又は大学院入学後に在留資格を「留学」に変更可能な者で、日本語が理解できる次の各号の一に該当する者としてします。

- (1) 学校教育法第83条第1項に定める大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者又は令和4年3月31日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修したものに限り）又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者又は令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者又は令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育法における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限り。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者又は令和4年3月31日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限り。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (7) 学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
 - ① 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）による防衛医科大学校を卒業した者
 - ② 修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和49年文部省令第29号）による改正前の学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1号に該当する者を含む。）で大学院又は専攻科において、大学の医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - ③ 大学（医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、修業年限6年の

薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

- (8) 大学（医学，歯学，修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し，又は外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し，本研究科（現教育部）において，所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者
- (9) 本研究科（現教育部）において，個別の入学資格審査により，第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で，令和4年3月31日までに24歳に達する者

注1) (7)～(9)の出願資格により出願しようとする者は，次項「3 出願資格の認定」を参照してください。

注2) 志願者は，出願前に志望する分野の担当教員に必ず連絡を取ってください。第1志望分野については，事前相談実施月日を記入してください。

(別冊 出願時提出書類1～2頁参照)

3 出願資格の認定

- (1) 出願資格(7)～(9)に該当する者は，次の提出書類を参考にして本研究科（現教育部）が認定します。

- ア 入学試験出願資格認定審査調書（所定の用紙）
- イ 研究業績調書（所定の用紙）
- ウ 研究概要（所定の用紙）
- エ 最終出身学校の成績証明書
- オ 最終出身学校の卒業証明書

- (2) 出願資格認定書類提出期間等

① 提出期間

【第1次】 令和3年7月19日(月)～令和3年7月21日(水)17時まで

なお，認定された者は，所定の出願書類等を令和3年8月10日(火)までに提出してください。

【第2次】 令和3年9月13日(月)～令和3年9月15日(水)17時まで

なお，認定された者は，所定の出願書類等を令和3年10月22日(金)までに提出してください。

② 提出先

〒770-8505 徳島市庄町1丁目78番地の1

徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係

4 徳島大学留学生ポータル

徳島大学ホームページに，外国に住んでいて徳島大学へ留学を希望している方のために開設した「徳島大学留学生ポータル」サイトがありますので，お知らせします。

学部・大学院の概要，教員・研究者紹介，入学までの手続き，各種奨学金，留学生宿舎，就職・進路などを説明しています。このサイトにより，徳島大学を知るための参考としてください。

徳島大学留学生ポータル (<http://www.tokushima-u.ac.jp/isc/admission/>) → 大学院への留学

一般選抜，社会人・外国人留学生特別選抜共通事項（第1次・第2次）

1 出願書類

入 学 願 書	所定の用紙に必要な事項を記入してください。
大 学 学 部 卒業(見込み)証明書	出身大学等が作成したもの。 ただし，本学薬学部卒業（見込み）者は不要です。また，出願資格の認定を受けた者も不要です。
大 学 学 部 成 績 証 明 書	出身大学等が作成し，厳封したもの。 ただし，本学薬学部卒業（見込み）者は不要です。また，出願資格の認定を受けた者も不要です。
研 究 概 要	研究概要を所定の用紙を用い2,000字程度にまとめてください。なお，関連した論文の別刷又は学術講演，特許等がある場合は，コピーを添付してください。 ただし，出願資格の認定を受けた者は不要です。
研 究 業 績 調 書	上記研究概要の他に研究業績を有する者は，所定の用紙に記入してください。 なお，関連した論文の別刷等のコピーを，氏名を明記したうえで添付してください。 ただし，出願資格の認定を受けた者は不要です。
受 験 票	所定の用紙に必要な事項を記入し，出願前3か月以内に単身撮影した写真（上半身，脱帽，正面向）を貼ってください。
検 定 料	30,000円 所定の用紙を使用して最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の窓口から払い込んでください。検定料を払い込んだ後，受領した「検定料払込証明書（出願用）」を「検定料払込証明書」（本学所定の様式）に貼って提出してください。 〔本学大学院博士前期課程または修士課程を修了し，引き続き進学する者及び日本国政府（文部科学省）国費外国人留学生は不要〕 なお，海外在住の志願者については，クレジットカード（VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS等）又は中国銀聯カードによる払込みが可能です。海外からの出願方法等については「10頁4 徳島大学留学生ポータル」を参照ください。
受 験 許 可 書	大学院博士課程（4年制）もしくは博士後期課程に在学中の者，官公庁，会社，病院，薬局等に在職中の者は，所属長の受験許可書を添付してください。（所定の用紙）
返 信 用 封 筒	郵送で出願書類を提出する者は，速達に必要な切手を貼った自己あて（住所氏名表記）の長形3号封筒（23.5cm×12cm）を同封してください。（受験票送付用）
住 民 票 の 写 し	本邦に在留する外国人は，住民票（在留資格が記載されたもの）の写しを添付してください。
あ て 名 票	所定の用紙に郵便番号，住所，氏名を明記してください。

（注）既納の検定料は，いかなる理由があっても返納できません。

2 出願手続・期間・受付場所

(1) 出願手続

- ア 入学志願者は、出願時提出書類をそろえ、出願期間内に郵送又は持参してください。
イ 郵送する場合は「書留」とし、「薬学研究科博士課程学生募集願書在中」と朱書してください。

(2) 出願期間

- 【第1次】 令和3（2021）年8月3日(火)から令和3（2021）年8月10日(火)17時まで
【第2次】 令和3（2021）年10月18日(月)から令和3（2021）年10月22日(金)17時まで

(3) 受付場所 〒770-8505 徳島市庄町1丁目78番地の1

徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係

3 選抜方法

- (1) 入学者の選抜は、学力試験、口頭試問、在学又は出身大学等が作成した成績証明書等を総合して判断します。

(2) 試験日等

	年 月 日	時 間	試 験 科 目 等	
第1次	令和3（2021）年 8月28日(土)	9:00~10:00	英 語	英和辞書貸与
		10:30~	口頭試問	研究発表と質疑応答等
第2次	令和3（2021）年 11月13日(土)	9:00~10:00	英 語	英和辞書貸与
		10:30~	口頭試問	研究発表と質疑応答等

(3) 試験場所 徳島大学薬学部内（徳島市庄町1丁目78番地の1）

(4) 口頭試問 研究発表と質疑応答

研究概要・研究業績を中心に、約15分以内の口頭発表を行い、その研究内容に関連する質疑応答等を約10分間行います。

※口頭試問の際の発表について

- ・各自の研究内容の発表において、データプロジェクト及びノートパソコンを用意します。それ以外の機器（OHP、資料提示装置）の使用を希望する場合は、事前に申し出てください。
- ・ノートパソコンは、Windows PC（OS Windows10 pro）でPowerPoint 2019搭載を用意します。
- ・自分の口頭試問の前に、USBメモリー、CD等を各自でセットしてください。
- ・各自が自分のパソコンを当日持参し使用しても構いませんが、その場合は必ず事前に申し出てください。

4 障がいのある入学志願者

薬学研究科に入学を志願する者で、障がいのある者は、受験上及び修学上配慮の方法を検討する必要がありますので、事前に徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係まで申し出てください。

（志願者は、出願前に志望する分野の担当教員と連絡をとるときには、障がいのあることについても相談してください。）

5 合格者発表

以下の日時に薬学部玄関に掲示するとともに、合格者には本人あて郵送で通知します。

なお、電話、メール等による合否についての照会には応じられません。

【第1次】 令和3年9月16日(木) 9時

【第2次】 令和3年12月16日(木) 9時

(注) 合格者情報は、本学薬学部ホームページ [入試案内] に掲載します。ただし、ホームページの内容と学部に掲示する合格者が異なる場合は、掲示による合格者発表を正しいものとします。

6 入学に必要な経費

(1) 入学料 282,000円

※本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き進学する者及び日本国政府（文部科学省）国費外国人留学生は不要です。

(2) 授業料 前期分 267,900円

年 額 535,800円

(3) 諸経費 約 65,000円（学生教育研究災害傷害保険料等）

(4) その他注意事項

- ・入学料及び授業料は現行の金額であり、改定されれば改定金額が適用されます。
- ・授業料は、希望により前期分又は年額を納入することができます。
- ・在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

7 個人情報の取扱い

出願書類等に記載された個人情報（氏名、生年月日、その他個人情報）は、入学者選抜、合格通知及び入学手続等の入試業務に利用します。

また、合格者の入学後の教務関係（学籍、修学指導等）、学生支援関係（健康管理、奨学金援助等）、授業料等に関する業務、個人を特定しない統計資料等作成を行う目的をもって本学が管理します。

8 そ の 他

(1) 入学願書受付後は、提出した書類の変更及び検定料の払い戻しはできません。

(2) 入学願書等を郵便で請求するときは、「薬学研究科博士課程募集要項請求」と朱書きのうえ、郵送に必要な切手を貼った自己あて（住所氏名表記）の角形2号封筒（33.2cm × 24.0cm）を同封して請求してください。

(3) 出願書類等に質問があれば、郵送に必要な切手を貼った自己あて（住所氏名表記）の返信用封筒（定形封筒）を同封のうえ、徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係へ照会してください。

その際、電話番号も明記してください。

(4) 合格し入学した場合、学内で実施する健康診断を必ず受診してください。

(5) 受験者本人からの開示請求に基づき、本人の入学試験の個人成績等を開示します。

創 薬 科 学 専 攻

博士後期課程（3年制）

一般選抜学生募集要項（第1次・第2次）

1 募集人員

専攻	入試区分等	一般選抜	
		第1次	第2次
創薬科学専攻		10名	若干名

2 出願資格

一般選抜に出願することのできる者は、次の各号の一に該当する者としてします。

- (1) 修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (2) 外国において修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
 - ① 大学を卒業し、又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (8) 本研究科（現教育部）において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和4年3月31日までに24歳に達する者

注1) (6)～(8)の出願資格により出願しようとする者は、次項「3 出願資格の認定」を参照してください。

注2) 志願者は、出願前に志望する分野の担当教員に必ず連絡を取ってください。第1志望分野については、事前相談実施月日を記入してください。

(別冊 出願時提出書類3～5頁参照)

3 出願資格の認定

- (1) 出願資格(6)～(8)に該当する者は、次の提出書類を参考にして本研究科（現教育部）が認定します。
 - ア 入学試験出願資格認定審査調書（所定の用紙）
 - イ 研究業績調書（所定の用紙）

- ウ 研究概要（所定の用紙）
- エ 最終出身学校の成績証明書
- オ 最終出身学校の卒業証明書

(2) 出願資格認定書類提出期間等

① 提出期間

【第1次】 令和3年7月19日(月)～令和3年7月21日(水) 17時まで

なお、認定された者は、所定の出願書類等を令和3年8月10日(火)までに提出してください。

【第2次】 令和3年9月13日(月)～令和3年9月15日(水) 17時まで

なお、認定された者は、所定の出願書類等を令和3年10月22日(金)までに提出してください。

② 提出先

〒770-8505 徳島市庄町1丁目78番地の1

徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係

20 頁の一般選抜, 社会人・外国人留学生特別選抜 共通事項へ続く

社会人特別選抜学生募集要項（第1次・第2次）

趣 旨

企業、医療関連機関、大学、病院薬局及び保険薬局等において、国民の健康・福祉の向上のため創薬や臨床を含めた生命医療薬学の教育・研究に関して独創性・国際的力量を持った薬学研究者・教育者の育成を目指します。

このため、企業や医療関連機関で研究活動に携わる修士課程修了、若しくはそれと同等以上の学力がある研究者を受け入れ、より高度な教育・研究の機会を提供します。また、すでに病院薬局や保険薬局等で医療薬学の実践を担っている修士課程修了、若しくはそれと同等以上の学力があると認められた社会人薬剤師も受け入れ、より高度な教育・研究の機会を提供します。

大学院特論・講義の開講や各分野等演習、各分野等での博士論文研究は、夜間の時間帯や集中的に行うなどしてフレキシブルな方式で社会人にも対応できる活動の機会を設けて実施します。

1 募 集 人 員

入試区分等	社会人特別選抜	
	第1次	第2次
専攻		
創薬科学専攻	若干名	若干名

2 出 願 資 格

社会人特別選抜に出願することのできる者は、病院、薬局、教育・研究機関、企業等に職員として勤務しており、入学後もその身分を有し、所属長より受験許可を受けた者で、次の各号の一に該当する者とします。

- (1) 修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (2) 外国において修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
 - ① 大学を卒業し、又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した

後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

- (8) 本研究科（現教育部）において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、令和4年3月31日までに24歳に達する者

注1) (6)～(8)の出願資格により出願しようとする者は、次項「3 出願資格の認定」を参照してください。

注2) 志願者は、出願前に志望する分野の担当教員に必ず連絡を取ってください。第1志望分野については、事前相談実施月日を記入してください。

(別冊 出願時提出書類3～5頁参照)

3 出願資格の認定

- (1) 出願資格(6)～(8)に該当する者は、次の提出書類を参考にして本研究科（現教育部）が認定します。

- ア 入学試験出願資格認定審査調書（所定の用紙）
- イ 研究業績調書（所定の用紙）
- ウ 研究概要（所定の用紙）
- エ 最終出身学校の成績証明書
- オ 最終出身学校の卒業証明書

- (2) 出願資格認定書類提出期間等

① 提出期間

【第1次】 令和3年7月19日(月)～令和3年7月21日(水)17時まで

なお、認定された者は、所定の出願書類等を令和3年8月10日(火)までに提出してください。

【第2次】 令和3年9月13日(月)～令和3年9月15日(水)17時まで

なお、認定された者は、所定の出願書類等を令和3年10月22日(金)までに提出してください。

② 提出先

〒770-8505 徳島市庄町1丁目78番地の1

徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係

20頁の一般選抜、社会人・外国人留学生特別選抜 共通事項へ続く

外国人留学生特別選抜学生募集要項（2022）（第1次・第2次）

1 募集人員

専攻	入試区分等	外国人留学生特別選抜	
		第1次	第2次
創 業 科 学 専 攻		若干名	若干名

2 出願資格

外国人特別選抜に出願することのできる者は、日本の国籍を有しない者で、出入国管理及び難民認定法に規定する「留学」の在留資格を有する者、又は大学院入学後に在留資格を「留学」に変更可能な者で、日本語が理解できる次の各号の一に該当する者としてします。

- (1) 修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (2) 外国において修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位若しくは専門職学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者又は令和4年3月31日までに授与される見込みの者
- (6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (7) 学校教育法施行規則第156条第6号の規定に基づき、文部科学大臣が指定した者
 - ① 大学を卒業し、又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
 - ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (8) 本研究科（現教育部）において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和4年3月31日までに24歳に達する者

注1) (6)～(8)の出願資格により出願しようとする者は、次項「3 出願資格の認定」を参照してください。

注2) 志願者は、出願前に志望する分野の担当教員に必ず連絡を取ってください。第1志望分野については、事前相談実施月日を記入してください。

(別冊 出願時提出書類3～5頁参照)

3 出願資格の認定

(1) 出願資格(6)～(8)に該当する者は、次の提出書類を参考にして本研究科（現教育部）が認定します。

- ア 入学試験出願資格認定審査調書（所定の用紙）
- イ 研究業績調書（所定の用紙）
- ウ 研究概要（所定の用紙）
- エ 最終出身学校の成績証明書
- オ 最終出身学校の卒業証明書

(2) 出願資格認定書類提出期間等

① 提出期間

【第1次】 令和3年7月19日(月)～令和3年7月21日(水)17時まで

なお、認定された者は、所定の出願書類等を令和3年8月10日(火)までに提出してください。

【第2次】 令和3年9月13日(月)～令和3年9月15日(水)17時まで

なお、認定された者は、所定の出願書類等を令和3年10月22日(金)までに提出してください。

② 提出先

〒770-8505 徳島市庄町1丁目78番地の1

徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係

4 徳島大学留学生ポータル

徳島大学ホームページに、外国に住んでいて徳島大学へ留学を希望している方のために開設した「徳島大学留学生ポータル」サイトがありますので、お知らせします。

学部・大学院の概要、教員・研究者紹介、入学までの手続き、各種奨学金、留学生宿舎、就職・進路などを説明しています。このサイトにより、徳島大学を知るための参考としてください。

徳島大学留学生ポータル (<http://www.tokushima-u.ac.jp/isc/admission/>) → 大学院への留学

20 頁の一般選抜, 社会人・外国人留学生特別選抜 共通事項へ続く

一般選抜，社会人・外国人留学生特別選抜共通事項（第1次・第2次）

1 出願書類

入 学 願 書	所定の用紙に必要事項を記入してください。
修士(博士前期)課程 修了(見込み)証明書	出身大学院等が作成したもの。 ただし，本研究科（現教育部）博士前期課程修了（見込み）者は不要です。また，出願資格の認定を受けた者も不要です。
修士(博士前期)課程 成 績 証 明 書	出身大学院等が作成し，厳封したもの。 ただし，本研究科（現教育部）博士前期課程修了（見込み）者は不要です。また，出願資格の認定を受けた者も不要です。
研 究 概 要	修士論文，又はこれに代わる研究概要を所定の用紙を用い2,000字程度にまとめてください。なお，関連した論文の別刷又は学術講演，特許等がある場合は，コピーを添付してください。 ただし，出願資格の認定を受けた者は不要です。
研 究 業 績 調 書	上記研究概要の他に研究業績を有する者は，所定の用紙に記入してください。 なお，関連した論文の別刷等のコピーを，氏名を明記したうえ添付してください。 ただし，出願資格の認定を受けた者は不要です。
受 験 票	所定の用紙に必要事項を記入し，出願前3か月以内に単身撮影した写真（上半身，脱帽，正面向）を貼ってください。
検 定 料	30,000円 所定の用紙を使用して最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の窓口から払い込んでください。検定料を払い込んだ後，受領した「検定料払込証明書（出願用）」を「検定料払込証明書」（本学所定の様式）に貼って提出してください。 〔本学大学院博士前期課程または修士課程を修了し，引き続き進学する者及び日本国政府（文部科学省）国費外国人留学生は不要〕 なお，海外在住の志願者については，クレジットカード（VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS等）又は中国銀聯カードによる払込みが可能です。海外からの出願方法等については「19頁4 徳島大学留学生ポータル」を参照ください。
受 験 許 可 書	大学院博士課程（4年制）もしくは博士後期課程に在学中の者及び，官公庁，会社，病院，薬局等に在職中の者は，所属長の受験許可書を添付してください。（所定の用紙）
返 信 用 封 筒	郵送で出願書類を提出する者は，速達に必要な切手を貼った自己あて（住所氏名表記）の長形3号封筒（23.5cm×12cm）を同封してください。（受験票送付用）
住 民 票 の 写 し	本邦に在留する外国人は，住民票（在留資格が記載されたもの）の写しを添付してください。
あ て 名 票	所定の用紙に郵便番号，住所，氏名を明記してください。

（注）既納の検定料は，いかなる理由があっても返納できません。

2 出願手続・期間・受付場所

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、出願時提出書類をそろえ、出願期間内に郵送又は持参してください。

イ 郵送する場合は「書留」とし、「薬学研究科博士後期課程学生募集願書在中」と朱書してください。

(2) 出願期間

【第1次】 令和3（2021）年8月3日(火)から令和3（2021）年8月10日(火)17時まで

【第2次】 令和3（2021）年10月18日(月)から令和3（2021）年10月22日(金)17時まで

(3) 受付場所 〒770-8505 徳島市庄町1丁目78番地の1

徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係

3 選抜方法

(1) 入学者の選抜は、学力試験、口頭試問、在学又は出身大学院等が作成した成績証明書等を総合して判断します。

(2) 試験日等

	年 月 日	時 間	試 験 科 目 等	
第1次	令和3（2021）年 8月28日(土)	9:00~10:00	英 語	英和辞書貸与
		10:30~	口頭試問	研究発表と質疑応答等
第2次	令和3（2021）年 11月13日(土)	9:00~10:00	英 語	英和辞書貸与
		10:30~	口頭試問	研究発表と質疑応答等

(3) 英語試験 一般選抜及び社会人特別選抜出願資格(1)で本研究科（現教育部）において令和4年3月31日までに修士の学位を授与される見込みの者は免除します。

(4) 試験場所 徳島大学薬学部内（徳島市庄町1丁目78番地の1）

(5) 口頭試問 研究発表と質疑応答

修士論文又はこれに代わる研究業績を中心に、約15分以内の口頭発表を行い、その研究内容に関連する質疑応答等を約10分間行います。

※口頭試問の際の発表について

- ・各自の研究内容の発表において、データプロジェクト及びノートパソコンを用意します。
それ以外の機器（OHP、資料提示装置）の使用を希望する場合は、事前に申し出てください。
- ・ノートパソコンは、Windows PC (OS Windows10 pro) でPowerPoint 2019搭載を用意します。
- ・自分の口頭試問の前に、USBメモリー、CD等を各自でセットしてください。
- ・各自が自分のパソコンを当日持参し使用しても構いませんが、その場合は必ず事前に申し出てください。

4 障がいのある入学志願者

薬学研究科に入学を志願する者で、障がいのある者は、受験上及び修学上配慮の方法を検討する必要がありますので、事前に徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係まで申し出てください。

（志願者は、出願前に志望する分野の担当教員と連絡をとるときには、障がいのあることについても相談してください。）

5 合格者発表

以下の日時に薬学部玄関に掲示するとともに、合格者には本人あて郵送で通知します。

なお、電話、メール等による合否についての照会には応じられません。

【第1次】 令和3（2021）年9月16日（休） 9時

【第2次】 令和3（2021）年12月16日（休） 9時

（注）合格者情報は、本学薬学部ホームページ〔入試案内〕に掲載します。ただし、ホームページの内容と学部に掲示する合格者が異なる場合は、掲示による合格者発表を正しいものとします。

6 入学に必要な経費

(1) 入学料 282,000円

※本学大学院博士前期課程を修了し、引き続き進学する者及び日本国政府（文部科学省）国費外国人留学生は不要です。

(2) 授業料 前期分 267,900円

年 額 535,800円

(3) 諸経費 約56,000円（学生教育研究災害傷害保険料等）

(4) その他注意事項

- ・入学料及び授業料は現行の金額であり、改定されれば改定金額が適用されます。
- ・授業料は、希望により前期分又は年額を納入することができます。
- ・在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

7 個人情報の取扱い

出願書類等に記載された個人情報（氏名、生年月日、その他個人情報）は、入学者選抜、合格通知及び入学手続等の入試業務に利用します。

また、合格者の入学後の教務関係（学籍、修学指導等）、学生支援関係（健康管理、奨学金援助等）、授業料等に関する業務、個人を特定しない統計資料等作成を行う目的をもって本学が管理します。

8 そ の 他

(1) 入学願書受付後は、提出した書類の変更及び検定料の払い戻しはできません。

(2) 入学願書等を郵便で請求するときは、「薬学研究科博士後期課程募集要項請求」と朱書きのうえ、郵送に必要な切手を貼った自己あて（住所氏名表記）の角形2号封筒（33.2cm×24.0cm）を同封して請求してください。

(3) 出願書類等に質問があれば、郵送に必要な切手を貼った自己あて（住所氏名表記）の返信用封筒（定形封筒）を同封のうえ、徳島大学蔵本事務部薬学部事務課学務係へ照会してください。

その際、電話番号も明記してください。

(4) 合格し入学した場合、学内で実施する健康診断を必ず受診してください。

(5) 受験者本人からの開示請求に基づき、本人の入学試験の個人成績等を開示します。